危機対応マニュアル　～家庭での対応～　R3.4 改訂

1　台風・暴風雨（雪）の時　「暴風警報」「大雨特別警報」発令時に対応

〈登校前〉　※NHK の報道を参照

□ 6:30 の時点で富士山南西部に「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が発令中→自宅待機
□12:00(正午)以前に上記警報が解除　→ 登　校
□12:00 の時点で上記警報が解除されない場合　→ 休　校
※「暴風警報」「大雨特別警報」が発令されていなくても、地域の状況により登校が危険と判断される場合は、保護者の判断により自宅待機させてください。
※「土砂災害警戒情報」や「氾濫危険情報」発令時、該当地区の方は避難を優先する。

〈在校中〉

□登校後「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が発令された場合は、原則として午前中は学校にとどめる。
□16:00 を過ぎても下校できない場合は、一斉メールか電話で迎えを依頼する。
※大雪の場合は、積雪状況により登下校時刻の変更や臨時休業になることがある。

《登下校》「大雨警報」発令時は、河川・用水路等の水量が増し大変危険です。それらに近付かないよう御指導ください。状況によっては、保護者の判断により自宅待機させてください。

2　地震の時

平成 29 年 11 月 1 日から「東海地震に関連する情報」に代わり、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されました。これは、新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応のため、静岡県ではこれまでの「東海地震」に対応した静岡県地域防災計画で定めている防災対応に準じた形で運用することとしています。

	南海トラフに関連する情報（臨時）			地震発生
発表	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合	○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合	**震度５強以上**
対応	□原則として平常の活動を継続 ・在校時は引き渡し準備	■原則として休校 ・在校時は**引き渡し開始** ・下校できない児童生徒は留め置き	□原則として平常の活動に戻る	■原則として休校 在校時は**引き渡し開始** ・下校できない児童生徒は留め置き
	《登下校》 ○地震発生時は、揺れがおさまるまで安全な場所で身を守る。家（学校）に急いで避難する。 ○登下校時の安全確保のため、ブロック塀等危険な場所を子供と確認しておいてください。			
留意点	**★県からの情報により対応が変わることがあります。その場合、学校からメール配信等で連絡します。** ○引き渡しについては、徒歩で引き取りに来てください。来られないときは代理人をお願いしてください。			

3　学校でケガをした時・病気になった時

□学校から保護者に連絡が入る。（ケガ・病気の具合を確認する。）

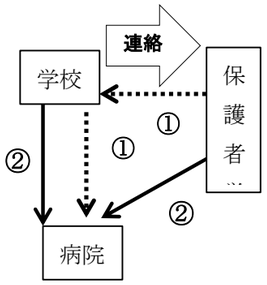

□医療機関を決める。
※救急車対応の時は、搬送先病院を確認する。
□保険証を持つ。
□急を要さない場合は、保護者は学校へ行く。
その後、保護者が医療機関へ連れて行く。(①点線)
□急を要する場合は、保護者は医療機関へ行く。
学校が医療機関へ搬送する。(②実線)
（救急車を要請する場合もある。）
□受診後、結果を学校に報告する。

4　校外学習中にケガをした時・病気になった時

□学校(担任)から連絡が入る。基本的には、3の場合と同様
（ケガや病気の具合、状況を確認する。今後の対応について確認する。）
※現地が遠距離で迎えが難しい場合は、学校と連絡をとり、対応してください。

5　不審者が出没した時　防犯ブザーの携帯を！

学校へ侵入	登下校時に出没	不審者情報
＊安全確保 ※下校が危険な時や子供に動揺がある時は、引き渡しを行います。	□大声で助けを求め、近くの家に避難、警察へ連絡を依頼する。 （時間、場所 状況） □学校へ連絡する。 ※動揺がおさまってから登校させてください。	＊一斉メールまたは電話で連絡、安全確保の依頼 ※危険がある場合は、集団下校、引き渡し等の対応をします。

6　交通事故が発生した時

□保護者は現場に急行する。
＊状況に応じて救急車要請･応急処置
＊警察(学校)へ連絡　＊けが人に同行
※学校職員による現場確認に協力してください。
（時刻、場所、状況などを学校へ連絡する。）

7　危険動物の出没･校区での事件発生など

＊登下校時に危険があると思われる時は、学校より一斉メールまたは電話で連絡する。指示に従って行動する。

8　新型コロナウイルス等、感染性疾病の疑いがある時

★医療機関を受診し、「感染症」と診断されたら学校に連絡をください。

□ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞの場合：医療機関で「ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ罹患証明書」を受け取り、学校に連絡する。自宅で「体温記録表」をつける。発症後５日かつ解熱後２日経過したら「罹患証明書」に押印し、それを持って登校させてください。

□その他の感染症の場合：学校に連絡をし「出席停止の通知書」を学校から受け取り、医師から「停止解除」の許可が出たら「出席停止解除にかかる証明書」を受け取り、それを持って登校させてください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対応
- **発熱、呼吸器症状の体調不良や感染が心配なため登校しない場合、学校長の判断で出席停止**
- **生徒や同居家族が感染した、または濃厚接触者に特定された場合、保健所や両機関の指示で出席停止**

9　富士山噴火警報が発令された場合

□情報収集に努め、指示に従って避難する。
＊状況により、下校、または引き渡しを行う。
＊第 4 次避難ｴﾘｱ（A、B）の方は、噴火後状況を見て避難。落ち着いて対応する。

10　ミサイル発射に伴う Ｊアラートが発令された場合

□速やかな避難行動　□正確で迅速な情報収集
メッセージが流れたら落ち着いて、直ちに行動。
(屋外にいる場合)
できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
(建物がない場合)
物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
(屋内にいる場合)
窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

11　学校が停電している場合

□原則として休校。学校にいる場合は、状況により下校または引き渡しを行う。

富士宮警察署　23-0110
芝川交番　　65-0049

富士宮市立芝川中学校
電話 65-0400　FAX 65-0401